

工事現場説明書

令和 6 年 4 月 26 日

1 工 事 名	東海消防署受変電設備等更新工事		
2 工 事 場 所	那珂郡東海村大字村松地内		
3 種 別	電気工事		
4 工 期	自 契約日の翌日から 日間 至 令和 7 年 3 月 14 日		
5 入 札 日	令和 6 年 5 月 31 日 10時00分		
6 工事等範囲	別紙設計図書のとおり		
7 質 疑 回 答	提 出 期 限 令和 6 年 5 月 23 日 正午 まで 回 答 日 時 令和 6 年 5 月 27 日		
8 監 督 員	ひたちなか・東海広域事務組合 小坂部 和人	連絡先	029-282-1711(内1245)
9 共 通 事 項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 設計図書の内容が明確でない場合又は誤りがある場合は、契約書に基づき、監督員と協議すること。</li> <li>2. 設計変更は、茨城県のガイドラインやその他関係の通知・通達による。</li> <li>3. 本工事を施工するに当たり、地域住民、施設利用者等への配慮を怠らないこと。</li> <li>4. 本工事の施工中に地域住民、施設利用者等から受けた苦情は、誠意をもって対応すること。</li> <li>5. 本工事で使用した道路、施設等は清掃に努めること。</li> <li>6. 本工事で使用した道路、施設(工作物、地中埋設物、器物を含む。)等を破損した場合は、監督員の確認を受け、原状に復すこと。</li> </ol>		
10 特 記 事 項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 入札に際し、中項目内訳書を作成し、法定福利費を記載した上で提出すること。受注者においては、全ての内訳書を監督員に提出すること。</li> <li>2. 工事期間中も当該施設は通常通り運営を行うため、利用者・旅客公衆の安全確保及び施設の運営の妨げとならないよう配慮した施工計画とすること。</li> <li>3. 騒音、振動を伴う作業には特段の配慮をすること。施設管理者と調整を入念に行い施工方法・施工工程を計画すること。</li> <li>4. その他の特記事項について、次ページを確認すること。</li> </ol>		

## 11. その他の特記事項

### A. 共通事項

1. 設計図書のうち、金抜積算書は、参考資料とする。
2. 貸与された資料等は、すみやかに返却すること。  
なお、入札に係る閲覧資料等は、入札に先立ち返却すること。
3. 設計図書の優先順位は下記のとおりとする。
  - 1) 現場説明書及び質疑回答書
  - 2) 特記仕様書
  - 3) 図面
  - 4) 国土交通大臣官房官庁営繕部監修 共通仕様書(最新版)

### B. 工事監理に係る事項

1. 設計図書の記載事項に相違がある場合は、監督員との協議により決定する。
2. 本工事に使用する設計図書は、現場事務所等に常備すること。
3. 労災、火災保険等に加入すること。
4. 工事中の安全対策を十分検討すること。又、当事者及び第三者への事故防止に勤めること。
5. 監督員、施設管理者が工事監理に用いる設計図の製本(A3ヨコ中折)を作成し、各1部(合計2部)提出すること。
6. 各工程の適時において、東海村財務規則、東海村工事請負等検査要綱の規定に基づき、中間検査、出来高検査、完成検査を実施する。
7. 検査の方法は、完成検査にあつては、東海村工事請負等検査要綱第5条による。中間検査にあつては、監督員、検査員との協議により決定する。
8. 本工事の施工に先立ち、施工体制、安全管理、施工方法、品質管理等を記載した施工計画書を提出すること。又、必要に応じて、工種別の施工計画書(施工要領書、施工図等)を提出すること。
9. 本工事で使用する材料等は、使用に先立ち、使用材料承諾願いを提出し、監督員の承諾を得ること。  
なお、設計図書に記載する材料以外のものを使用する場合は、品質及び性能が同等以上であることを証明する資料を材料使用承諾願いに添付すること。
10. 本工事で使用する資材等は、支給品、仮設工事及び損料扱いのものを除き、すべて新品を使用すること。
11. 工事写真は、設計図書と施工状況が一致していることが確認できるように撮影するとともに、1) 施工の前後が比較できる、2) 不可視部分の固定状況、数量が把握できる、3) 工種別に確認できる 等に留意して整理をすること。
12. 打合せ、出来形等に係る記録は、受注者が作成し、監督員の確認を得ること。
13. 工事に際し、必要に応じ関係諸官庁への申請を適時行うこと。
14. その他提出書類については、監督員に確認すること。
15. 工事期間中に当該施設及び周辺施設においてイベント等が実施されたときには、運営の妨げにならないよう可能な限り配慮すること。
16. 当該工事の工期内に、同一敷地内で他の工事が施工される際には、受注者においては他の工事の関係者と調整を図り、安全かつ円滑に工事を進捗できるよう努めること。

17. 仮設の出入り口やそれに続く通路等は、利用者の安全対策を講ずること。
18. 停電作業を行う際には、日時について施設関係者と事前に協議し、施設利用者に影響の少ない時間帯に実施すること。また、施工に先立ち停電作業計画書を提出すること。
19. 電源の切り替え作業は、施設関係者と事前に協議し、停電を可能な限り短い時間とすること。
20. 工事期間中において、受注者の責めに帰することができない事由により、資機材等の納品に遅れが出ることを把握した場合は、速やかに監督員に報告すること。納期の遅れにより、実施工程の変更、契約工期の延長が必要となる場合は、別途協議とする。